

みせ税理士  
の

相続相談手帖 第62話

速報！令和5年度の税制改正大綱 相続税編

**Q** 私（仮名：源元気）は、新聞報道で令和5年度の税制改正大綱が発表されたと聞きました。私は、私の相続税対策として、毎年、子や孫に一人当たり110万円の贈与を実行しています。この生前贈与について、どのような改正が行われたのでしょうか？

**A** 生前贈与については以下のように改正されていますので、十分に注意をする必要があります。

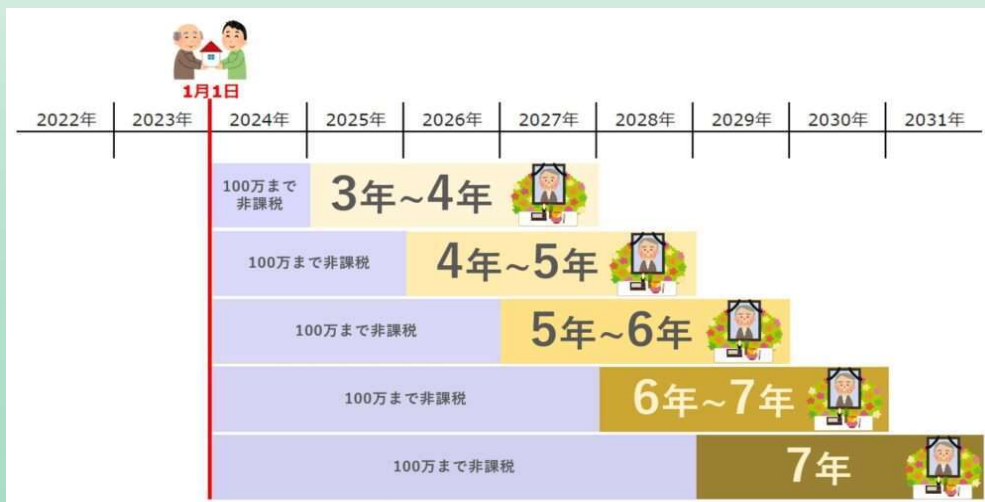
【改正前の生前贈与加算の仕組み】

- 相続開始前3年以内に相続人等が贈与された財産  
⇒ 相続財産に加算
- 金額基準なし（110万円以下の贈与財産も加算）



【改正後】

- 相続開始前7年以内に相続人等が贈与された財産 ⇒ 相続財産に加算
- 加算期間による取扱いの違い
  - ・相続開始前3年以内：金額基準なし(110万円以下の贈与財産も加算) ⇒改正前と同じ
  - ・相続開始前3年超7年以内：100万円以下の贈与財産は加算対象外  
⇒延長された4年間について、100万円以下は加算対象外ということ
- 対象となる贈与、加算期間
  - ・対象となる贈与：2024年1月1日以後の贈与
  - ・加算期間：2027年1月1日以後の相続から順次延長（経過措置）加算期間の例は次のとおり



最終的に「2028年1月1日の相続から」最大7年間の贈与財産の加算ということになります。これからは、より一層、計画的な生前贈与対策が必要になることは言うまでもありません。

お問合せ先：税理士法人あおば 資産税担当 税理士 三瀬 義男  
 大阪市西区立売堀1丁目1番1号 立売堀1番館4F  
 TEL:0120-985-556 URL:www.aoba-atm.com/

